

マイナンバーカードに関する休日窓口を開設します

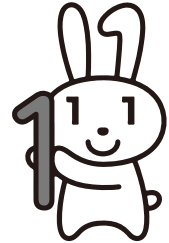
マイナンバーカードの申請、受け取り、電子証明書更新などの手続きについて、下記の日程で休日窓口を開設します。休日窓口は完全予約制で、平日の8時30分から17時15分まで電話にて予約を受け付けします。

●10月の開設日

開設日 10月12日(日) 受付時間 9時～11時45分 受付場所 住民環境課窓口

※予約制ではありますが、手続きには1人あたり15分ほど時間を要しますので、時間に余裕をもってお越しください。

- 持ち物 <カードの申請> 個人番号カード交付申請書(お持ちの人のみ)、通知カード、本人確認書類
- <カードの受け取り> 交付通知書(はがき)、通知カード、住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード(お持ちの人のみ)、本人確認書類
- <電子証明書更新、暗証番号再設定> マイナンバーカード



【マイナンバーカードに関する手続きについて】

※必ず本人が窓口にお越しください。

なお、15歳未満の人または成年被後見人には、その法定代理人が同行してください。

※マイナンバーカードの申請や受け取り時に暗証番号を記入していただきます。事前に暗証番号(英数字6桁以上16桁以内および数字4桁)を決めておいてください。

【マイナンバーカードの申請について】

スマートフォンやパソコンなどを使って、既に送付されている個人番号カード交付申請書のQRコードを読み取り、マイナンバーカードオンライン申請サイトにアクセスし、メールアドレスや顔写真などの必要事項を登録することでマイナンバーカードの交付申請をすることができます。詳しくは「QRコード付き交付申請書でマイナンバーカードをつくろう! <https://www.kojinbango-card.go.jp>」をご覧ください。

● 次回の休日窓口開設日は11月9日(日)です。※予約は10月14日(火) 8時30分から受け付けします。

システムのメンテナンスなどで日時が変更になる場合があります。町ホームページでご確認ください。

問 申 住民環境課 ☎32-1104

定額減税調整給付金(不足額給付分)の申請期限について

■本給付制度

国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、急激な物価高騰から国民生活を守るために令和6年度に定額減税が行われました。この定額減税措置に伴い、定額減税しきれないと見込まれる場合、可能な限り早期に給付する観点から、令和5年分の所得額や控除額、扶養状況から令和6年分の推計所得税を算出し、定額減税しきれないと見込まれる所要額について「調整給付金」として令和6年に該当者に支給しました。

本給付(不足額給付)は、令和6年分の所得税額および定額減税の実績額などが確定した後に、本来給付すべき額が令和6年に給付した調整給付額を上回った人に対し、その不足額を追加で給付するものです。

■支給対象者

支給対象と判断された人には支給手続きに必要な確認書を発送済みです。

■申請期限

10月31日(金)

※期限を過ぎると受給できませんので申請忘れにご注意ください。

問 健康福祉課 ☎32-1105

母子・父子福祉医療費受給者証の更新をお忘れなく

母子家庭等福祉医療費受給者証、父子家庭福祉医療費受給者証の有効期限が近づいています。更新の対象となる人は更新の手続きを忘れずに行いましょう。なお、更新該当者には10月上旬頃に更新案内の通知と申請書を郵送します。

対象者

- ・有効期間が令和7年10月31日までの福祉医療費受給者証をお持ちの人
- ・前年度所得制限により受給できなかった人(令和6年中(令和6年1月～12月)の所得によっては受給が可能です。所得制限内の場合は更新案内の通知と申請書を郵送します)

手続きに必要なもの

- ・郵送する申請書
- ・現在お持ちの福祉医療費受給者証
- ・対象者の健康保険の資格がわかるもの(資格確認書・資格情報のお知らせ)*マイナンバーカード(マイナ保険証)での申請も可能ですが、申請の際に4桁の利用者証明用暗証番号の入力が必須となります。

※保険情報の確認ができない場合は、新しい受給者証を交付できませんのでご注意ください。

手続き方法

健康福祉課窓口にて必要書類にご記入いただき交付します。(書類不備などがあると交付できません)

問 健康福祉課 ☎32-1105